

ご 注 意

無線局を使用するにあたっては、無線局の登録手続き(申請)を管轄の総合通信局に行い、登録状の交付を受けてから使用してください。

※1：無線局の登録手続き(申請)を行わずに使用しますと、「電波法第110条」による不法無線局開設により罰則の適用を受けることになります。

電波法 第110条 罰則

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第1号 第4条の規定による免許又は第27条の18第1項の規定による登録がないのに、無線局を開設した者

(第2号以下略)

※2：本機は、日本国内における陸上での運用に限られています。上空または海上で運用した場合は、登録状の範囲を超えた運用となり、電波法違反となりますのでご注意ください。

無線局を使用するにあたっては、上記の内容を十分ご理解の上で使用してください。